
平成26年第2回大和町議会定例会会議録

平成26年2月28日（金曜日）

応招議員（18名）

1番	今野善行君	10番	伊藤勝君
2番	浅野俊彦君	11番	平渡高志君
3番	千坂裕春君	12番	堀籠英雄君
4番	渡辺良雄君	13番	高平聡雄君
5番	松浦隆夫君	14番	馬場久雄君
6番	門間浩宇君	15番	中川久男君
7番	槻田雅之君	16番	大崎勝治君
8番	藤巻博史君	17番	堀籠日出子君
9番	松川利充君	18番	大須賀啓君

出席議員（18名）

1番	今野善行君	10番	伊藤勝君
2番	浅野俊彦君	11番	平渡高志君
3番	千坂裕春君	12番	堀籠英雄君
4番	渡辺良雄君	13番	高平聡雄君
5番	松浦隆夫君	14番	馬場久雄君
6番	門間浩宇君	15番	中川久男君
7番	槻田雅之君	16番	大崎勝治君
8番	藤巻博史君	17番	堀籠日出子君
9番	松川利充君	18番	大須賀啓君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	保健福祉課長	三 浦 伸 博 君
副 町 長	遠 藤 幸 則 君	産業振興課長	浅 井 茂 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	都市建設課長	大 畑 憲 治 君
代表監査委員	渡 邊 仁 君	上下水道課長	堀 籠 清 君
総 務 課 長	伊 藤 眞 也 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	藤 原 敏 明 君
まちづくり 政 策 課 長	千 葉 恵 右 君	教育総務課長	菅 原 敏 彦 君
財 政 課 長	八 島 勇 幸 君	生涯学習課長	石 川 誠 君
税 務 課 長	千 葉 良 紀 君	総 務 課 危 機 対 策 室 長	瀬 戸 正 志 君
町民生活課長	長 谷 勝 君	税 務 課 徴 収 対 策 室 長	千 葉 喜 一 君
子 育 て 支 援 課 長	高 橋 正 春 君	産 業 振 興 課 農 林 振 興 対 策 官	石 垣 敏 行 君

事務局出席者

議会事務局長	浅 野 喜 高	主 事	逢 坂 孝 徳
議事班長	千 坂 俊 範		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前9時57分 開会前

事務局長 (浅野喜高君)

皆さん、おはようございます。

開会前に事務局からご紹介させていただきます。

去る1月9日に開催されました第28回町村議会広報全国コンクール審査会におきまして、42都道府県222町村議会からの応募の中で審査されました結果、大和町議会だよりが全国第2位の優秀賞に輝きまして、このたび全国町村議長会から表彰されたので、ここで議長より伝達をさせていただきます。

それでは、議長、前のほうにお願いいたします。

大和町議会広報常任委員会委員長伊藤 勝様、同副委員長藤巻博史様、前のほうにお進み願います。

[表彰状伝達]

事務局長 (浅野喜高君)

おめでとうございました。以上で伝達を終わります。

午前10時00分 開 会

議 長 (大須賀 啓君)

皆さん、おはようございます。

ただいまから平成26年第2回大和町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番今野善行君及び2番浅野俊彦君を指名します。

日程第2「会期の決定について」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月14日までの15日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月14日までの15日間に決定しました。

諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、印刷してお手元に配付しているとおりです。ご了承ください。

町長より施政方針の表明があります。

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

皆さん、おはようございます。

第2回大和町議会定例会開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げたいと思います。

本日ここに平成26年第2回大和町議会定例会開催に当たり、平成26年度の行財政運営の考え方と一般会計当初予算案を初めといたします諸議案の概要についてご説明申し上げますので、議員皆様方のご理解とご協力を賜りますとともに、ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

初めに、ただいま議長から伝達がありましたが、第28回町村議会広報全国コンクールにおきまして、「たいわ町議会だより」が優秀賞を受賞されました。昨年度の優良賞の受賞に引き続いての連続の快挙であり、まことにおめでとうございます。議会広報常任委員会の皆様方に改めて敬意を表しますとともに、今後ますますのご活躍をご祈念申し上げます。

次に、東日本大震災により沿岸部の市町村で発生いたしました震災廃棄物の宮城県環境事業公社小鶴沢処理場への搬入につきましては、昨年1月から始まり2年間で最大20万トン搬入する予定でしたが、おかげさまで作業が順調に進み3月末を

もって終了することになりました。これまでの搬入及び埋立作業につきましては、事故もなく進んでおり、搬入量は当初より少なくなる見込みとなっております。このように膨大な震災廃棄物の処理が迅速に進んだことは、県内被災自治体の復旧・復興作業の促進に大きく貢献したものであり、地元小鶴沢地区の皆様のご協力に改めて感謝申し上げたいと思います。

また、宮城県におけます指定廃棄物処分場の候補地については、本年1月20日に発表されまして、本町の吉田下原地区が県内3カ所の候補地とされたところでございますが、本町では既に小鶴沢処分場での放射性廃棄物受け入れ実績や吉田下原地区の国有地化の経緯あるいは王城寺原演習場砲撃訓練着弾地周辺であることから、処分場建設には絶対反対であり、強く国に不適地であることを訴えていかなければいけないと考えております。

次に、県外市町村等との災害応援協定についてご報告を申し上げます。

この件につきましては、過般の議会におきましても今後検討するとのことでお話を申し上げておりましたが、現在、静岡県湖西市と協定を結ぶ方向で調整を進めておるところでございます。昨年の11月15日に三上湖西市長が来町され、その際に災害時応援協定の話が持ち上がったものでございますが、湖西市からは東日本大震災の際に飲料水等の支援をいただいた実績があるほか、プライムアースE V エナジー株式会社様の本社があり、さらには昨年行われました第21回全国女性消防操法大会で湖西市の女性消防隊が大和町に次ぐ準優勝に輝くなど、本町と強い縁があったものでございます。この縁をお互いに大切に、早期に協定を結ぶことになりましたのでご報告申し上げます。

また、公益社団法人宮城県トラック協会仙台支部と緊急物資の輸送に関する協定書の締結に向け調整中でありまして、3月中に締結をすることで協議中でありまして、あわせてご報告を申し上げたいと思います。

さて、我が国の経済状況でございますが、安倍政権によりますデフレ脱却と経済再生に向けた経済・財政政策や円安・株高によります影響により、昨年の国内経済は、個人消費や設備投資が持ち直しの動きになるなど、総じて緩やかな回復の動きとなったところであり、特にトヨタ自動車や日立製作所などの日本を代表する大手製造業の決算は過去最高益を更新する見込みとなっております。

こうした状況下、新年度の政府予算につきましては、昨年12月24日に閣議決定されまして、現在国会におきまして審議中でありまして、予算総額は95兆8,823億円と前年度当初予算対比で3.5%増の過去最大規模となっており、経済財政運営に当たって

は、経済再生やデフレ脱却を前面に出し、政策経費は過去最大の72兆6,121億円と3.2%増加し、特に社会保障費や公共事業関係費、防衛費などの歳出が増加いたしております。

これに呼応いたしまして、地方財政対策編成方針が通常収支分と東日本大震災分とに分けて発表されました。

まず、通常収支分につきましては5項目ありまして、1点目は一般財源総額について社会保障の充実分等を含めて、平成25年度の水準を相当程度上回る額を確保することであり、地方税や地方交付税、臨時財政対策債、譲与税、特別交付金等の総額において60兆4,000億円、対前年比較で6,000億円の増加となっております。

2点目は、歳出特別枠・交付税の別枠加算の確保でございます。前年度におけます特別枠は1兆5,000億円でありましたが、地元の元気創造事業を含めまして同額が確保されております。また、地方交付税の別枠加算につきましては、前年度は9,900億円でありましたが、地方税収の状況を踏まえまして6,100億円と削減されております。

3点目は、緊急防災・減災事業、地域の元気創造事業費の増額確保でございます。このことにつきましては、前年度で7,500億円が本年度は1,000億円増の8,500億円確保されました。

4点目は、一般財源総額を確保した上で、赤字地方債である臨時財政対策債の抑制でありまして、これは前年度から6,000億円減額いたしまして5兆6,000億円の発行予定でございます。

5点目といたしましては、地方法人税の交付税財源化でございます。現在は、国税であります法人税割の税額の12.3%を標準税率としまして市町村に納付しておりますが、平成26年10月1日以降に開始する事業年度から9.7%を市町村に納付しまして、残りの2.6%は国が徴収し交付税特別会計に繰り入れてから交付することにより、地域間の税源の偏在性を是正し財政力格差の縮小を図るものでございます。

次に、東日本大震災分でございますが、こちらは震災復興特別交付税の地方負担分、地方税の減収分を全額措置するため6,000億円が確保されております。

また、地方財政財源不足額につきましては10兆5,938億円となり、対策といたしまして、平成26年度から平成28年度までの間においては折半ルールを適用することとし、臨時財政対策債を主体として補填するものでございます。

こうしたことによりまして、平成26年度地方財政収支見通しの規模は、対前年度比1.8%増の83兆3,700億円ほどとなっております。

次に、町の平成26年度予算編成について申し上げます。

昨年10月29日に開催いたしました予算編成説明会において編成方針を示してのスタートとなりました。

方針におきましては、平成25年8月には人口が2万7,000人を突破し、働き世代が増加するなど住民構成が大きく変化するなど多様な住民構成を踏まえ、地域の課題を主体的に捉えて施策を展開することといたしております。また、歳入におけます町税の伸びはある程度見込めるものの、地方交付税においては大きな減少となる見通しから、歳入全体としましては多くを見込めない状況でありまして、歳出では扶助費や投資的経費の増高により、収支については非常に厳しい状況にありますので、経常的経費の見直しや消費的経費の消費税増加分の削減努力を指示いたしました。

なお、本年度も中期財政の見通しといたしまして、平成26年度から平成28年度までの歳入の見通しと性質別歳出の見通しを策定し予算要求におけます指針としており、骨格となるべき主要事業は昨年の11月28日から12月5日までの日程ですべて1件ごとに事業効果や実施の適否、予算規模の検証を行っているところでございます。

こうしたことにより編成されました新年度の予算から町財政を見ますと、歳入面では、法人・個人町民税が前年度に比較して7,900万円の増、固定資産税で7,400万円の増、都市計画税が1,500万円の増で、町税収入全体では1億7,000万円の増額となっております。

地方消費税交付金につきましては、本年4月から消費税率が8%となることを踏まえまして1億2,000万円の増加の3億7,000万円で見込んでおります。

地方交付税は、町税の伸びによります基準財政収入額の増加で大きな減額となりますことから、前年度予算額から2億9,300万円減の14億9,700万円余りといたしました。

国庫支出金は、防衛施設周辺無線放送施設整備費国庫補助金や公立学校施設整備費国庫負担金等の増によりまして、前年度比で5億3,600万円増加の13億300万円といたしました。

繰入金金は、財政調整基金からの繰り入れを前年度2億円から1億円と減額し、学校校舎建設基金から2億円、まちづくり基金から7,000万円の繰り入れを措置いたしております。

町債につきましては、臨時財政対策債4億円が主なものでございますが、総務債、民生債、衛生債、教育債などもあり、前年度より2億900万円の増といたしました。

次に、歳出であります。新年度の予算編成を総合計画に掲げる項目とあわせて、重点施策や主なる施策につきましてご説明を申し上げます。

最初に、「みやぎの元気を創造する産業のまちづくり」についてでございます。

農業におきましては、平成26年度から新たな農業・農村政策が展開され、農地中間管理機構農地バンクの創設や経営所得安定対策の見直し、水田フル活用と米政策の見直し、そして農業農村の多面的機能に着目した日本型直接支払制度の創設などの改革案が国から発表されております。さらに、昭和45年から実施されておりました米の生産調整につきましては、平成29年度で終了となる見通しとなっております。

こうした状況下、平成26年度の本町の水稲作付の目標となる面積配分率が宮城県から示され64.2%と決定されました。これは、前年度より2.4%、水稲作付率が減少したものでございまして、米の直接支払交付金の50%削減とともに厳しい状況となりますが、水田農業構造改革対策費や水田営農条件整備事業費補助金を中心に事業を推進してまいります。

また、農業生産基盤整備を目的に、県営障害防止対策事業により平成26年度から平成31年度までの第2次八志田堰水路改修事業、中山間地域振興のための国の制度を活用しての中山間地域等直接支払交付金事業や制度改正が見込まれます農地環境保全と集落営農組織支援のための農地・水保全管理支払交付金事業に引き続き取り組んでまいります。

林業振興につきましては、森林機能の多面的機能保持の観点からの民有林育成対策推進事業や森林病虫害等防除事業の推進を図ってまいります。

次に、商工業の振興でございますが、昨年度も多くの企業の進出や操業があったところでございますが、去る12月24日には大和流通・工業団地に立地しておりますプライムアースEVエナジー株式会社様の宮城工場におきまして第2工場の建設設計が発表されました。工場の概要は、ニッケル水素バッテリー製造工場として、鉄骨平屋建て、延べ面積1万5,000平方メートルで、投資の規模は100億円を超えるものとなる見込みでございます。従業員の雇用につきましても地元から正社員として100名程度予定しており、平成27年春の製造開始を目指して準備に取りかかっております。

また、企業立地状況でございますが、第一仙台北部中核工業団地に愛知県に本社があります自動車防音材等を製造する株式会社中外様の仙台工場の立地が決定し、去る2月24日、県庁におきまして宮城県及び大和町との3者により立地協定を締結いたしましたところでございます。敷地面積は1万930平方メートル、建築面積2,629平方メートルで本年秋の操業の予定でございます。このようなことから、仙台北部地域につきましては、今後ますます自動車関連企業の集積が進むものと期待しているところでございます。

また、企業奨励金につきましては、前年度当初予算対比で4億1,100万円の減の1

億1,800万円余りを計上しておりますが、なお今後も本町の財政基盤の確立や就労環境整備を目指して企業誘致活動を展開してまいります。

また、中小企業の資金面での支援といたしまして、中小企業振興資金の利子補給や債務保証料等の支援を継続して行うこととし、さらに商店街活性化策といたしまして、くろかわ商工会への経営改善普及事業や地域総合振興事業、震災復興のための割増商品券発行事業を継続支援実施いたします。

第2は、「美しい自然を大切にす環境のまちづくり」でございます。

環境省の補助によりますグリーンニューディールによりまして、宮城県が基金造成し実施しております再生可能エネルギー等の導入事業の活用によりまして、平成25年度役場庁舎に引き続き、平成26年度は高齢者や障がい者の避難所に指定しております「ひだまりの丘」に太陽光発電施設を整備し二酸化炭素削減等に寄与してまいります。

また、河川の水質検査や市街地の騒音測定、不法投棄パトロールの実施によります環境保全事業、環境美化推進員の設置や環境衛生組合活動助成を通じての組織育成を行い、将来への大切な自然遺産として、県立自然公園であります船形山や七ツ森を初め多くの豊かな自然の保全にも寄与してまいりたいと考えております。

第3は、「安心して生活がおくれる福祉のまちづくり」でございます。

子育て支援の充実といたしまして、大和町あんしん子育て医療費助成事業はスタートして3年目となりますが、さらに本年度は旧大和町保育所を放課後児童クラブ施設として改築整備することといたしました。

また、杜の丘・もみじヶ丘地区での幼児増加に対応するため設置する民設民営保育所は、大崎市の社会福祉法人宮城愛育会に決定いたしまして、平成27年度開園に向けて施設整備が実施されることとなりました。

高齢者福祉の充実では、老人クラブやシルバー人材センターへの助成を通じて組織の育成強化並びに高齢者の日常生活の充実を図るほか、敬老会の開催や敬老祝い金の支給、まほろば大学お達者倶楽部開設によります各種学習教室を実施いたします。

また、継続事業といたしまして、鶴巣地区の運動分野での健康づくり推進を引き続き図ってまいります。

障がい者福祉の充実では、障害者自立支援事業といたしまして、更生医療、補装具給付、障害者福祉サービス給付等を引き続き実施いたします。

第4は、「豊かな心をはぐくむ学習のまちづくり」でございます。

まず、学校教育の充実でございますが、もみじヶ丘・杜の丘地区での児童数増加対応といたしまして、小野小学校の増築事業に4億2,300万円余りをもって着手するこ

ととし、さらに学校ICT環境整備事業といたしまして小中学校のコンピューター等の更新を行います。

ソフト面では、義務教育課程におけるきめ細やかな学習指導に対応するための学習支援員、小学校学級支援サポーター、図書支援員の配置及び英語教育普及のための外国語指導助手配置事業を継続実施いたします。

また、学力の向上対策であります。確かな学びプロジェクト事業として学力状況の把握と苦手分野の克服のため標準学力調査を年2回実施するほか、教職員の授業力向上、みずから学ぶ関心・意欲・態度の育成も重点事項として事業展開を行います。

また、本町独自の制度であります特色ある学校づくりを推進する学校地域共学推進事業につきましても継続実施いたします。

次に、生涯学習、社会教育・社会体育部門でございますが、これまで直接管理を行っておりました総合運動公園を初めとする体育施設につきましては、平成27年度から指定管理者制度での民間委託により、民間のノウハウ活用により一層の利便性や経済性を求めての対応を図ってまいります。

また、宮城県のスポーツ振興財団から委託を受けて管理しております宮城県自転車競技場につきましては、平成26年度におきまして走路の大規模改修が予定されております。

生涯学習部門におきましては、宮城県の協働教育プラットフォーム事業を活用しての家庭教育事業の展開を実施いたしますが、本年度は新たに4歳から5歳児と保護者を対象の事業を行うことといたしました。

第5は、「便利で快適に暮らせる定住のまちづくり」でございます。

まず、公共交通の充実強化としましてデマンド交通システム導入調査・運行計画の策定についてでございますが、平成13年度から町民バスの運行を行ってまいりましたが、一部路線を除きまして利用者が減少している状況でございます。本町におけます高齢者や通学生徒などの移動手段として持続可能な地域公共交通の実現確立のため、デマンド交通の導入を視野に入れながら運行開始に向けまして策定業務に着手いたします。

次に、(仮称)大和町南部コミュニティセンター整備事業であります。昨年6月議会におきましてご説明申し上げました整備計画により、昨年6回にわたりまして地域の代表者の皆様と、施設のあり方、施設の基本的機能と諸室について、施設整備の留意点等について意見交換をいたしまして、2月22日に最終提言をいただきましたが、これを基本といたしまして本年度の基本設計及び実施設計を行ってまいります。

なお、本議会中の全員協議会におきまして最終提言書につきましてご説明させていただきますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

次に、道路改良事業につきましては、交通量や路面状況などを勘案しながら順次整備してまいりましたが、本年度は高田線や柿ノ木線の継続事業や桧木上舞野線、台ヶ森線、大崎大平線に着手するとともに、国土交通省の道路ストック点検事業費を活用いたしまして橋梁や舗装、附属物、のり面等の点検事業を実施いたします。

生活水の確保や下水道施設の整備につきましては、快適な生活環境には必要不可欠なものでございます。水道設備につきましては、中峰2号配水池耐震補強工事及び緊急遮断弁設置工事を実施するとともに、老朽管の布設がえを実施してまいります。また、下水道設備につきましても公共下水道の整備や合併処理浄化槽によります下水処理区域の拡大を進めてまいります。

第6は、「災害に強く危険の少ない安全のまちづくり」でございます。

東日本大震災から間もなく3年の月日が過ぎ去ろうとしておりますが、県内沿岸部を初めといたします被災地は、現在なお多くの仮設住宅で生活を余儀なくされている方々がおられ、このような方々の早期の生活環境の改善を願うものでございます。また、死亡者や行方不明者合わせまして全国では1万8,500名以上に及んでおりまして、改めましてこの震災の大きさを痛感するところでございますが、本年も3月11日午後2時46分には防災無線で町内の皆様に呼びかけをいたしまして、黙禱を捧げご冥福をお祈りしますとともに、復興をご祈念申し上げたいというふう存じております。

また、東日本大震災により被災した被保険者にかかわります国民健康保険医療の一部負担金免除措置についてでございますが、平成26年4月1日より対象者を限定した上で再開するものでございます。これにつきましては、平成25年3月31日で免除措置を終了したのですが、沿岸部自治体の住民の皆様より再開の要望があったことにより、国からの特別な財源措置が行われたものでございます。限定の条件ではありますが、目安として大規模半壊以上の被害に遭われた市町村民税非課税世帯を対象として実施することとしております。なお、75歳以上の後期高齢者医療制度も同様の内容で、一部負担金免除措置を再開する予定でございます。

さらに、消費者行政推進事業については、町民の消費トラブル防止の観点から、引き続き国の基金を活用し消費生活相談員の設置事業を行ってまいります。

また、災害に強い町づくりを目指しまして、防衛施設周辺民生安定施設整備事業を活用しての防災無線放送施設のデジタル化を平成26年度から平成28年度まで9億5,200万円の事業費で実施いたします。

以上が平成26年度の主要施策の概要であります。経常的な施策事業につきましてもあわせて措置をしているところでございます。

これらの内容を盛り込みました一般会計当初予算の概要でございますが、一般会計予算総額は94億4,400万円で、前年度に比べ8億5,700万円、10%の増加となったところでございます。

これに充てます財源につきましては、町税38億5,684万9,000円、地方交付税14億9,760万2,000円、国庫支出金13億318万3,000円、県支出金5億6,001万2,000円、町債6億3,940万円とその他の収入のほか、学校校舎建設基金から2億円、財政調整基金から1億円の取り崩しをもって充当することといたしております。

次に、特別会計の予算について申し上げます。

まず、国民健康保険事業勘定特別会計及び介護保険事業勘定特別会計につきましては昨年と同様の内容としておりますが、保険給付費や介護給付費の増加を見込んでおります。

財産区特別会計につきましては、3財産区会計ともそれぞれ所要の措置をしておりますが、財産区管理委員の任期が平成27年5月18日までであり、平成26年度中に推薦委員会開催のための経費を措置いたしております。

奨学事業特別会計は、貸付額の増加を見込み16%の増加といたしております。

後期高齢者医療特別会計につきましては、広域連合納付金の増加から12%の増加となったものでございます。

下水道事業特別会計につきましては、下水道施設の長寿命化事業経費について措置するとともに、水洗化率の向上と円滑な維持管理に努めてまいります。

農業集落排水事業特別会計につきましては、維持管理業務経費を措置したものでございます。

戸別合併処理浄化槽特別会計につきましては、対象区域内の設置工事の推進により水洗化率の向上と設置浄化槽の維持管理経費を措置したものでございます。

水道事業会計につきましては、上水道・簡易水道事業の統合事業や配水池耐震補強工事、老朽管の布設がえを継続実施し、安全・安心、安定的な給水に資するよう維持管理に努めてまいります。

水道事業会計を除く平成26年度の各種会計予算の総額は148億6,591万4,000円となり、前年度当初予算と比較いたしまして7.9%、10億8,882万9,000円の増となったところでございます。

以上が平成26年度当初予算概要でございます。

次に、平成25年度補正予算についてご説明を申し上げます。

議案第9号の一般会計は、補正額9,553万円を減額し、総額を91億2,772万5,000円とするもので、主なものは、民生費では臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時交付金事業の事務費措置や国民健康保険・介護保険特別会計への繰出金、土木費では道路の除雪対応経費としての4,000万円の追加を計上しております。その他各種事業執行に伴います精算減額の措置でございます。

これらの財源措置といたしましては、町税1億1,000万円、繰越金3,150万9,000円の追加と地方交付税2億1,981万2,000円、諸収入1,600万6,000円の減額対応等といたしております。

議案第10号及び議案第11号の国民健康保険事業勘定特別会計及び介護保険事業勘定特別会計につきましては、保険給付費の見込みにより増額調整措置をいたしております。

議案第12号から議案第20号までにつきましては、おのおのの会計における事務事業執行の結果により減額精算等の措置をいたしたものでございます。

次に、予算以外の議案についてご説明を申し上げます。

議案第1号は、子ども子育て支援法第77条第1項に基づき、同項の合議制の機関として、大和町子ども・子育て会議を置くための条例を設定するもの。

議案第2号は、大和町総合運動公園につきまして、指定管理者制度に対応した例規の整備及び各施設ごとの条例を一本化し、題名を大和町体育施設条例とするもの。

議案第3号及び第4号は、税法改正に合わせて改正するもの。

議案第5号は、各施設ごとの条例を大和町体育施設条例に一本化するものでございます。

議案第6号は、道路法施行令の改正によりまして、国に準じて規定している町道路占用料等について、道路占用料等条例ほか6条例を一括して同様の改正を行うもの。また、消費税率の変更によります影響部分を整理するもの。

議案第7号は、下水道会計にかかわります消費税率変更及び文言訂正を行うもの。

議案第8号は、水道事業会計にかかわります消費税率変更及び上水道と簡易水道統合によります給水地域の変更を行うもの。

議案第33号は、宮床財産区有地の一部が一般県道大衡仙台線宮床道路改良事業用地となることによりまして処分をするもの。

議案第34号、35号は、交通事故の和解を行うもの。

議案第36号及び37号につきましては、吉岡南第二区画整理地内の町道廃止及びテク

ノヒルズ2号線ほか2路線を町道認定するもの。

議案第38号は、大和リサーチパーク造成事業区域につきまして、事業の進捗により新たに字を画するもの。

議案第39号及び議案第40号並びに議案第41号は、宮城県市町村退職手当組合、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会から塩竈地区環境組合が脱退することによりまして、規約改正をするものでございます。

諮問第1号は、本年6月30日に任期満了となります人権擁護委員につきまして再度推薦をお願いするものでございます。

なお、今会期中に人事案件を追加提案させていただく予定にしておりますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

以上が平成26年度に執行します町政の基本方針と提出議案の概要でございますが、何とぞよろしくご審議をいただきまして、ご可決賜りますようお願い申し上げまして挨拶といたしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第 3 「議案第 1号 子ども・子育て会議条例」

日程第 4 「議案第 2号 大和町体育施設条例」

日程第 5 「議案第 3号 大和町税条例の一部を改正する条例」

日程第 6 「議案第 4号 大和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」

日程第 7 「議案第 5号 大和町教育施設及び体育施設に関する使用条例の一部を改正する条例」

日程第 8 「議案第 6号 大和町道路占用料等条例等の一部を改正する条例」

日程第 9 「議案第 7号 大和町下水道条例の一部を改正する条例」

日程第10 「議案第 8号 大和町水道事業給水条例の一部を改正する条例」

日程第11 「議案第 9号 平成25年度大和町一般会計補正予算」

日程第12 「議案第10号 平成25年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」

日程第13 「議案第11号 平成25年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算」

日程第14「議案第12号 平成25年度大和町営床財産区特別会計補正予算」

日程第15「議案第13号 平成25年度大和町吉田財産区特別会計補正予算」

日程第16「議案第14号 平成25年度大和町落合財産区特別会計補正予算」

日程第17「議案第15号 平成25年度大和町奨学事業特別会計補正予算」

日程第18「議案第16号 平成25年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算」

日程第19「議案第17号 平成25年度大和町下水道事業特別会計補正予算」

日程第20「議案第18号 平成25年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算」

日程第21「議案第19号 平成25年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算」

日程第22「議案第20号 平成25年度大和町水道事業会計補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第3、議案第1号 大和町子ども・子育て会議条例から日程第22、議案第20号平成25年度大和町水道事業会計補正予算までを一括議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。子育て支援課長高橋正春君。

子育て支援課長（高橋正春君）

それでは、議案書の1ページをお願いいたします。

議案第1号 大和町子ども・子育て会議条例でございます。

待機児童対策、教育・保育の総合的な提供、子育ての支援の充実を図るため、子ども・子育て支援法が平成24年8月に制定、公布されました。この法律により、子ども・子育て支援事業計画を策定するものとされており、計画策定等に関して意見を聞くための合議制の機関として子ども・子育て会議の設置が求められております。この会議を設置するための条例の制定をお願いするものでございます。

1ページでございます。

第1条につきましては、子ども・子育て法に基づき合議制の機関として大和町子ども・子育て会議を置くものでございます。

第2条は、使用する用語について定義をしたものでございます。

第3条は、組織について定めるもので、委員を20名以内で組織するものでございます。

2項につきましては、委員の構成を定めたものです。

第4条は、委員の任期を定めたもので、委員の任期は3年としたものです。

第5条は、会長、副会長を定める方法、2項は会長の会務の総理、会務の代表を定めたものでございます。

第6条、会議の招集または議事の方法決定を定めたものでございます。

第7条は、関係者の会議への出席について定めたものでございます。

第8条は、会議の庶務方法、第9条は委任事項について定めたものでございます。

附則として、この条例は、平成26年4月1日から施行するものでございます。

2項としまして、特別職職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正するもので、別表、水道事業審議会の行の次に加えるものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

生涯学習課長石川 誠君。

生涯学習課長 （石川 誠君）

それでは、3ページをお開き願います。

議案第2号 大和町体育施設条例について説明を申し上げます。

体育施設につきまして指定管理者制度を後々導入しようとする場合に、現行の条例ですと導入できる状態にはなっておりませんので、今回、基本的な条例での体制を整えることを目的に改正をするものでございます。

あわせまして、体育館、体育センター、武道館の3施設について独立していた条例を体育施設として今回一本化しようとするものでございます。

大和町総合運動公園の設置及び管理に関する条例（平成4年大和町条例第6号）の全部を改正する。ただし、今回改正に当たりまして、改正前の条例を基本ベースとしております。

趣旨、第1条、設置、第2条につきましては、記載のとおりでございます。

名称及び位置、第3条、体育施設名称及び位置につきましては、次のとおりとする。大和町総合運動公園、それから体育館、陸上競技場、テニスコート、多目的広場、大和町体育センター、大和町武道館につきましては、第3条にまとめたものでございます。

第4条としまして休業日、12月28日から1月4日までとするものでございます。

供用時間、第5条として、施設ごとに一覧に整理をしたものでございます。

利用の許可、第6条から損害賠償、第13条につきましては、特に変更はございません。

指定管理者による管理、第14条でございますが、教育委員会は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に体育施設の管理を行わせることができるとしまして、新たに指定管理者制度の導入について可能とするものでございます。

指定管理者が行う業務の範囲、第15条でございますが、第15条としまして施設の利用許可、維持管理業務を範囲といたしまして、利用料金、第16条でございますが、第16条として使用させることによって発生する利用料金を指定管理者が受け取ることを可能とするものでございます。

読みかえとしまして第17条につきましては、条文中の教育委員会を指定管理者に読みかえまして、使用料につきましては、指定管理者が中に入ることによりまして利用者の支払いを利用料と読みかえするものでございます。

委任としまして第18条と附則につきましては、記載のとおりでございます。

経過措置、3につきましては、条例施行前の使用許可等がありますので、従前の例に従うことを表現しております。

8ページ以降につきましては、今までの3施設料金を一覧として整理をしたものでございます。

別表1としまして総合運動公園施設使用料、それから別表2としまして大和町体育センター、それから武道館の施設使用料でございますが、金額等の変更はございません。

以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

議 長 （大須賀 啓君）

税務課長千葉良紀君。

税務課長 （千葉良紀君）

それでは、議案第3号 大和町税条例の一部を改正する条例についてでございます。
12ページでございます。

条例議案説明資料1ページ、新旧対照表をお願いいたします。

改正理由でございますが、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成25年6月12日にそれぞれ公布されまして、平成25年度税制改正のうち個人住民税の年金特別徴収制度の見直し、金融証券税制の改正等が行われ、原則として平成28年1月1日より施行されることになったため、税条例について所要の改正を行うものでございます。

改正につきましては、条例議案説明資料の1ページをごらん願います。

主な内容をご説明申し上げます。

1ページの条例第47条の2につきましては、公的年金に係る所得に係る個人住民税の特別徴収について、納税義務者が市町村の区域外に転出した場合も特別徴収を継続とする法令改正に伴い、特別徴収対象年金所得者の除外規定の見直し等所要の規定の整備を行うものでございます。

続きまして、2ページの条例附則第16条の3につきましては、上場株式等に係る配当所得等の分離課税について、特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴う所要の規定の整備を行うものでございます。

続きまして、4ページの条例附則第19条につきましては、株式等に係る譲渡所得等の分離課税を一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税と上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改組したことに伴う所要の規定の整備を行うものでございます。

続きまして、5ページの条例附則第19条の2につきましては、上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税を新設したことに伴い規定を新設するものでございます。

13ページ、ごらんいただきたいと思っております。

条例附則第20条の2につきましては、条約適用配当等に係る分離課税について、特定公社債の利子等が対象に追加されたことに伴う所要の規定の整備を行うものであります。

条例のほう、議案書の14ページに戻っていただきたいと思っております。

附則といたしまして、施行期日は平成28年1月1日からとするものでございます。

なお、公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収及び年金所得に係る仮特別徴収税等の規定については、平成28年10月1日からとするものでございます。

次のページ、それからまた給付金税額控除における特別控除の特例、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例及び一般株式等に係る譲渡所得等に係る個

人の町民税の課税の特例、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例につきましては、平成29年1月1日からとするものでございます。

第2条につきましては、経過措置に関するものでございます。

以上でございます。

続きまして、議案第4号 大和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

条例議案説明資料17ページ、新旧対照表をお願いいたします。

改正理由でございますが、先ほどご説明申し上げました大和町税条例の一部改正と同じでございます。地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成25年6月12日にそれぞれ公布されたことによるものでございます。

改正内容につきましては、条例議案説明資料の17ページをごらん願いたいと思います。

主な改正内容をご説明申し上げます。

17ページの附則第3条、新旧対照表をごらんいただきます。

上場株式等に係る配当所得等の分離課税について、特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴う所要の規定の整備を行うものでございます。

続きまして、18ページの附則第6項につきましては、株式等に係る譲渡所得等の分離課税を一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税と上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改組したことに伴う所要の規定の整備を行うものでございます。

同じく、附則第7項につきましては、上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税を新設したことに伴い、規定を新設するものでございます。

21ページの附則第11項、ごらんいただきます。

これにつきましては、上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税を新設したことに伴い、規定を新設するものでございます。

続きまして、21ページの附則第11項につきましては、条約適用配当等に係る分離課税について、特定公社債の利子等が対象に追加されたことに伴う所要の規定の整備でございます。

条例のほう、議案書17ページに戻っていただきます。

附則といたしまして施行期日ですが、平成29年1月1日からとするものでございます。

次は、適用区分に関するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（大須賀 啓君）

生涯学習課長、石川課長。

生涯学習課長（石川 誠君）

18ページをお開き願います。

議案第5号でございます。大和町教育施設及び体育施設に関する使用条例の一部を改正する条例の改正でございます。

条例議案等説明資料の23ページもあわせてお開き願います。

23ページにつきましては、大和町教育施設及び体育施設に関する使用条例、新旧対照表ということでございますが、旧のところの説明を申し上げますが、今まで学校の屋内体育館、それから講堂、校庭、そして大和町の体育センターと武道館、それを合わせまして教育施設及び体育施設というふうに表現をしておりましたが、今回、先ほど説明を申し上げましたが、一本化を図るという説明を申し上げましたが、その関係もございまして、この中から体育センターと、それから武道館を除いて新しく変えるものでございます。

24ページをごらんになってもらいますと、24ページの右側の旧でございますが、武道館と体育センター、こちらについて除きまして新たに学校屋内体育館と、それから学校校庭ということで2つにくくるというものでございます。

議案第5号の説明を終わります。

以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

都市建設課長大畑憲治君。

都市建設課長（大畑憲治君）

それでは、ご説明申し上げます。

議案書19ページをお開きになっていただきたいと思います。

議案第6号 大和町道路占用料等条例等の一部を改正する条例でございます。

改正の理由でございますが、道路法施行令の一部が改正されたことに伴い条例の一部を改正をお願いするものでございます。

現行の道路占用料につきましては、地価水準等を勘案しておのおの人口の区分によりまして3つの区分に算定されたものでございますけれども、市町村の合併等により人口の分散都市と、それから密集都市との地価の水準が大きな格差が生じているということで、今回改正をお願いするものでございまして、今回の改正によるものにつきましては、現行3区分から5つの区分に細分化をするものでございます。

大和町の道路占用料等条例の一部を改正する条例、第1条でございます。大和町道路占用料等条例の一部を次のように改正するものでございまして、別表中、備考以外の部分を次のように改めるものでございます。

別冊の新旧対照表の25ページ、ごらんになっていただきたいと思います。

新旧対照表の占用物件、おのおの種類によりまして占用料の単価を定めたものでございまして、右側が旧、左の表が新ということで、ごらんのとおり、単価につきましては現行よりも下がるというような改正でございます。

新旧対照表25ページから30ページまでが今回道路占用料の改正する条例の新旧対照表になります。

続きまして、議案書22ページ、お開きになっていただきたいと思います。

第2条といたしまして、大和町都市公園条例の一部を改正するものでございます。

この条例につきましては、占用条例の引用をしておるものでございまして、おのずと大和町の道路占用料の条例を引用するという内容でございまして、下段に公園独自の占用区分の部分については、そのまま残すという内容でございます。

別表備考9の消費税につきましては、5%から8%に改めをお願いするものでございます。

続きまして、議案書23ページをごらんになっていただきたいと思います。

3条でございます。この条例も先ほどの条例と同じように、道路占用料の条例を引用しておりますので、今回改正をするものでございまして、第3条といたしまして、大和町都市下水路の条例を改正するものでございます。

続きまして、第4条でございます。大和町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正をお願いするものでございまして、この条例につきましても前の条例と同じように道路占用条例を引用しておりますので変更を行うものでございまして、表にあらわしたものにつきましては、この条例の独自の条例をそのまま残すという考えでございます。

続きまして、第5条、大和町公共物管理条例の一部を改正するものでございます。この条例につきましても、先ほどの条例と同じでございます。

続きまして、議案書24ページ、お開きになっていただきたいと思います。

第6条といたしまして、大和町ダイナヒルズ公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものでございまして、この条例につきましても先ほどと同じものがございます。

続いて、議案書25ページ、お開きになっていただきたいと思います。

第7条といたしまして、大和町四十八滝運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正をお願いするものでございまして、この条例につきましても先ほどと同じでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成26年4月1日より施行するものでございます。

2項といたしまして、経過措置でございますが、改正後の条例の規定は、施行日以降に徴収すべき占用料について運用し、施行日の前日に徴収すべき占用料については、なお従前の例によるものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午前11時03分 休 憩

午前11時13分 再 開

議 長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

上下水道課長堀籠 清君。

上下水道課長 (堀籠 清君)

それでは、議案書の26ページをお開き願います。

議案第7号 大和町下水道条例の一部を改正する条例であります。

別冊の条例議案等説明資料46ページ、議案第7号関係の新旧対照表もあわせてごらんいただきたく存じます。

改正の内容でございますが、公益法人制度改革関連3法の施行に伴います宮城県下水道公社の名称変更及び消費税率がことしの4月1日より改正することに伴いまして、下水道使用料の消費税率の改正をするものでございます。

第5条の8第3項中、「財団法人宮城県下水道公社」を「一般財団法人宮城県下水道公社」に改めるものでございます。

また、第16条中の消費税率でございますが、「100分の105」を「100分の108」に改めるものでございます。

附則の1の施行期日につきましては、平成26年4月1日から施行するものでございます。

2の経過措置であります。この条例の施行の前日から継続して公共下水道を使用している者に係る使用料であって、施行日から平成26年4月30日までの間に使用料の額が確定するものについては、この条例第16条の規定による改正後の大和町下水道条例にかかわらず、なお従前の例によるものといたすものでございます。

以上でございますが、なお農業集落排水処理施設及び合併浄化槽の使用料については本下水道条例を準用しておりますので、下水道と同様の措置となるものでございます。

続きまして、議案書の27ページをお開き願います。

議案第8号 大和町水道事業給水条例の一部を改正する条例でございます。

別冊の条例議案等説明資料47ページ、議案第8号関係の新旧対照表につきましてもあわせてごらん願いたく存じます。

改正の内容であります。消費税率が今年の4月1日より改正することに伴いまして、水道事業の使用料などにつきまして消費税率の改正をいたすものでございます。

第25条中の改正につきましては、メーター使用料を含む給水料金でございますが、「100分の105」を「100分の108」、8%に改めるというようなものでございます。

32条第2項中につきましては加入金に係る消費税率でございますが、同様に「100分の105」を「100分の108」に改めるものでございます。

33条中につきましては開発負担金に係る消費税率であります。表に記載のとおり建築物に係る開発負担金と宅地に係る開発負担金に区分されておりますが、これも同様に「100分の105」を「100分の108」に改めるものでございます。

次に、別表であります。27ページから31ページまでにかけての表でございます。これは升沢簡易水道及び根古・若畑簡易水道、難波・金取南の簡易水道を上水道に統合したことによりまして、上水道区域の字名の整理をいたしたものでございます。

31ページの附則でございます。条例の31ページでございます。

1の施行期日でございますが、平成26年4月1日から施行するものであります。

2の経過措置につきましては、この条例の施行の日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定するものに係る料金については、この条例第25条の規定による改正後の大和町水道事業給水条例にかかわらず、なお従前の例によるというふうなものでございます。

第3項であります。施行日前に給水工事申し込みがなされた大和町水道事業給水条例の規定による給水装置の新設または改造に係る加入金につきましては、なお従前の例によるというものでございます。

4項でございますが、施行日前に協議または給水の申し込みがなされた大和町水道事業給水条例の規定による町の給水を受けることになる建築物の建築または宅地の造成に係る開発負担金につきましては、なお従前の例によるというふうなことといたすものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議 長 （大須賀 啓君）

財政課長八島勇幸君。

財政課長 （八島勇幸君）

それでは、議案書の32ページをお願いしたいと思います。

あわせて、歳入歳出補正予算事項別明細書第5号ということで別冊の資料もございますので、そちらのほうもあわせてお願いできればと思います。

議案第9号 平成25年度大和町一般会計補正予算（第5号）でございます。

第1条につきましては、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出からそれぞれ9,553万円を減額いたしまして、予算額を91億2,772万5,000円とお願いするものでございます。

予算補正の款項の区分につきましては、第1表によるものでございます。

第2条につきましては、繰越明許費を規定したものでございます。

恐れ入りますが、議案書37ページをお願いしたいと思います。

平成26年度へ繰り越しして執行する見込みのあるものにつきまして、限度額の内容で議決をお願いするものでございます。

3款1項臨時福祉給付金給付事業に関する業務委託、限度となる金額につきまして

は603万5,000円でございます。

3款2項子ども・子育て支援システム導入事業、限度額につきましては1,989万4,000円でございます。

3款2項民間保育所施設整備事業、限度額につきましては1億3,586万6,000円でございます。

3款2項子育て世帯臨時特例給付金給付事業に関する業務委託213万7,000円でございます。

7款2項道路改良舗装工事（町道柿ノ木線）2,087万1,000円でございます。

8款1項大和町地域防災計画改訂業務委託604万8,000円でございます。

最後でありますけれども、10款3項橋梁災害復旧工事（樵橋・八幡堂歩道橋）772万3,000円でございます。

合計につきましては、7件で1億9,857万4,000円でございます。いずれも国の補助制度上によるものあるいは年度をまたいでの電算システム構築に係るものや災害に係るものでございまして、繰り越しやむなきに至った内容のものであります。

38ページをお願いしたいと思います。

第3条の地方債の変更でございまして、まず水道会計出資金「670万円」を「470万円」へ200万円の減額変更をお願いするものであります。起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

それでは、別冊の事項別明細書3ページをお願いしたいと思います。

まず、歳入でございます。

町税の町民法人税、固定資産税につきましては、本年度の収入実績見込みの額によりまして追加補正をするものであります。

9款1項国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましては、収入額確定による調整となっているものでございます。

10款1項地方特例交付金につきましても、2,228万1,000円と確定したことによりましての調整であります。

11款1項地方交付税につきましては、まず普通交付税でございますけれども、こちらのほうにつきましては、基準財政収入額の伸びによりまして2億9,438万7,000円の減額でございまして、また震災復興特別交付税につきましては7,457万5,000円というようなことで、現時点での交付決定があったことによりましての計上となっているものでございます。

4ページをお願いしたいと思います。

13款1項1目民生費分担金、同じく2目教育費分担金につきましては、日本スポーツ振興センターへの保護者負担分の確定見込みによるものとなっております。

2項負担金は、保育料収入見込み額による調整であります。

14款使用料及び手数料でございますけれども、それぞれ収入見込みによります調整をお願いするものであります。

15款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金につきましては、国保基盤安定負担金、障害者自立支援給付費、保育所運営費の事業量確定見込みによるものであります。

2目災害復旧費国庫負担金につきましては、単価アップ分の国庫負担分の減額654万3,000円でございます。

続きまして、5ページでございます。

15款2項1目民生費国庫補助金1節障害者福祉費補助金、地域生活支援事業費、障害程度区分認定等事業費は、事業量確定見込みによります補助金の精算であります。障害者総合支援法改正システム改修事業につきましては、法改正によります支援システム改修費の2分の1の助成を見込もうとするものでございます。

3節臨時福祉給付事務費補助金、4節子育て世帯臨時特例給付金給付事務費につきましては、消費税増税対応のための給付金支給の電算システム改修あるいは準備事務費分の国からの補助金を見込もうとするものでございます。

3目消防費国庫補助金につきましては、住宅耐震改修事業量確定見込みによります50万4,000円の減額でございます。

4目教育費国庫補助金につきましては、私立幼稚園就園奨励費、児童生徒扶助費の事業量確定見込みによります139万9,000円の減額調整でございます。

6目土木費国庫補助金につきましては、橋梁長寿命化計画補助金確定によります8万1,000円の増額でございます。

7目農林水産業費国庫補助金につきましては、ライスセンター建設事業費確定見込みによります49万2,000円の減額であります。

6ページでございますけれども、15款3項1目総務費委託金でございますけれども、こちらにつきましては外国人登録事務費委託金の確定によりましての減額であります。

16款1項1目民生費負担金でございますけれども、国庫負担金同様にそれぞれ国の算定基準での精算あるいは事業執行によりましての減額となっているものでございます。

2項県補助金でございますけれども、こちらも地域生活支援事業、保育対策等促進

事業、放課後対策事業は実績見込みによる減額調整であります。それから、子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等事業補助金2,160万7,000円を今回見込もうとするものでございます。

2目衛生費県補助金につきましては、現在役場庁舎に設置を行ってございますソーラー発電の事業量確定見込みによります385万円の減額調整でございます。

3目農林水産業県補助金につきましては、戸別所得補償制度推進事業、東日本大震災農業生産対策事業、人・農地問題解決推進事業のそれぞれの事業精算によるもの及び家畜伝染病予防事務費交付金2万2,000円の交付決定があったものでございます。

4目消防費県補助金につきましては、国庫補助金同様、住宅耐震改修事業量確定見込みによります35万2,000円の減額でございます。

7ページであります。

5目市町村振興総合補助金につきましては、説明欄記載の5事業の精算でございまして110万9,000円の減額調整でございます。

8目災害復旧費県補助金につきましては、被災者児童生徒就学支援事業といたしまして学用品、給食費対応で338万円を見込んだものでございます。

16款3項1目総務費委託金につきましては、人口動態調査費、統計調査2事業及び参議院、県知事の選挙執行費の精算でございまして685万9,000円の減額であります。

3目教育費委託金につきましては、学び支援コーディネーター等配置事業の確定見込みによります173万1,000円の減額でございます。

17款1項2目利子及び配当金につきましては、基金に係ります利子収入見込みによります調整でございます。

8ページでありますけれども、17款2項1目不動産売り払いにつきましては、吉岡地内の普通財産雑種地222平方メートルの売り払い収入となっております。

19款1項1目1節の宮床財産区特別会計繰入金につきましては、浄化槽設置事業補助金につきまして実績がなかったことによります減額調整であります。

19款2項2目の東日本大震災復興基金繰入金につきましては、地域防災計画への充当をいたしてございましたけれども、この入札差金につきまして95万2,000円を減額調整させていただこうとするものであります。

20款1項繰越金につきましては、歳出見合いによりまして今回3,150万9,000円の計上であります。

21款5項1目納付金につきましては、給食費の日数あるいは人数の確定見込みでの465万1,000円の減額精算であります。

3目雑入でございますけれども、主なものにつきましては、県環境事業公社からの事業量変更による受託事業費の2,323万3,000円の減額、宝くじ収益配分事業であります地域振興事業助成金542万2,000円、派遣職員分の人件費分2名分でございますけれども695万4,000円等の収入を見込むものでございます。

9ページをお願いしたいと思います。

22款1項町債につきましては、水道事業出資金670万円から470万円と変更をお願いしようとするものでございます。

歳入につきましては以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

総務課長伊藤眞也君。

総務課長（伊藤眞也君）

それでは、10ページからの歳入でございます。

1款1項1目議会費でございます。4節共済費につきましては、議員共済組合負担金の負担率の確定により減額するものでございます。

9節旅費につきましては、議員の費用弁償の精算見込み及び指定廃棄物最終処分場候補地に係る要望活動旅費を計上するものでございます。

11節需用費につきましては、議会だより印刷製本費の精算見込みにより減額するものでございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、政務活動費及び町村議会議長会負担金の精算見込みにより減額するものでございます。

次に、2款1項1目一般管理費でございます。2節の給料、3節職員手当等及び4節共済費につきましては、一般職員分の人件費の調整を行ったものでございます。以下、各款の2節、3節、4節の人件費関係につきましては、同様の調整によるものでございますので、説明は省略させていただきます。

13節委託料につきましては、職員の各種健康診断の精算見込みによりまして減額するものでございます。

11ページになります。

2目文書広報費の11節につきましては、「広報たいわ」の印刷製本費と例規集の加除及びデータ更新に係る経費の精算見込みによりまして減額するものでございます。

以上です。

議 長 (大須賀 啓君)

財政課長八島勇幸君。

財政課長 (八島勇幸君)

続きまして、3目財政管理費25節積立金につきましては、基金から発生いたしました利子を積み立てするものでございますけれども、利子の収入確定見込みによりまして今回調整をお願いするものとなっております。

5目財政管理費の庁舎管理費でございますけれども、これにつきましては庁舎駐車場等の除雪経費を今回お願いしようとするものでございます。

議 長 (大須賀 啓君)

まちづくり政策課長千葉恵右君。

まちづくり政策課長 (千葉恵右君)

6目企画費でございます。企画費につきましては、防衛施設周辺整備対策費、地域活性化事業費、町民バス運行業務委託費に要する費用でございます。それぞれの事業費の確定により減額するものでございます。

3節職員手当につきましては、SACO訓練等によります職員の日直従事業務に要する費用でございますので、これの精算見込みでございます。

12節役務費でございますが、(仮称)大和町南部コミュニティセンター及び町民バスにかかわる交通システム導入に対するアンケート調査終了によりまして、郵便料の確定による精算見込みでございます。

13節委託料につきましては、杜の丘公益施設用地内の工事用道路測量設計費並びに町民バスの運行業務委託費の入札執行に係ります精算見込みによるものでございます。

19節負担金及び交付金につきましては、まちづくり活動推進会の平成25年度の1団体分30万円を見込んでおりましたが、もみじヶ丘3丁目のすずめ踊り団体の「ODOPPES」という団体から申請がございまして認定をいたしております。補助金を2カ年に分割して申請をされたため、平成25年度の精算見込み10万円を減額するものでございます。

議 長 (大須賀 啓君)

総務課長伊藤眞也君。

総務課長 (伊藤眞也君)

7目電子計算費でございますが、13節につきましては、電算機器及びソフトウェア等の運用、保守点検委託に係る経費の精算見込みにより減額するものでございます。

14節につきましても各種電算システム機械などの借上料の精算見込みにより減額するものでございます。

議 長 (大須賀 啓君)

財政課長八島勇幸君。

財政課長 (八島勇幸君)

13目諸費でございますけれども、こちらにつきましては宮床財産区特別会計からの繰り入れによりまして宮床地区浄化槽設置推進委員会への補助金でございますけれども、本年度実績あるいは見込みがなかったことによる減額となっております。

議 長 (大須賀 啓君)

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 (長谷 勝君)

2款3項1目であります。戸籍住民基本台帳費であります。これにつきましては、13節委託料になります。戸籍システムの副本データ業務の委託費が確定しております。これによります減額によるものでございます。

以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

総務課長伊藤眞也君。

総務課長 (伊藤眞也君)

4項3目参議院議員選挙執行費でございますが、選挙執行経費が確定しましたので精算するものでございます。

3節につきましては職員の時間外勤務手当、9節につきましては費用弁償、12節に

つきましては入場券等の郵送料及び14節につきましてタクシー借上料などのそれぞれの精算に伴いまして、それぞれ減額するものでございます。

4 目県知事選挙執行費につきましても選挙執行経費が確定したことによりまして、それぞれ精算、減額補正するものでございます。

1 節の選挙管理委員の報酬、3 節は職員の時間外勤務手当、12 節につきましては入場券等の郵送料、13 節につきましてはポスター掲示板の設置、撤去業務委託料及び14 節につきましてはタクシー借上料などのそれぞれ精算に伴いまして、それぞれ減額するものでございます。

13ページになります。

5 目大和町土地改良区総代補欠選挙執行費でございます。これにつきましても選挙執行経費が確定したことによりまして、それぞれ減額補正をするものでございます。

1 節につきましては選挙管理委員の報酬、9 節につきましては委員の費用弁償、11 節につきましては選挙関係の消耗品代及び12 節につきましては入場券の郵送料などの精算に伴いまして、それぞれ減額するものでございます。

次に、5 項 1 目統計調査費でございます。経済センサス及び商業統計調査に係る経費が確定したことによりまして精査するものでございまして、11 節で統計調査用事務用品代を計上するものでございます。

続きまして、6 項 1 目監査委員費でございます。

1 節につきましては、監査委員報酬の精算見込みにより減額するものでございます。

9 節につきましては、監査委員の費用弁償及び旅費の精算見込みにより減額するものでございます。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

3 款 1 項 1 目社会福祉総務費になります。

25 節積立金につきましては、長寿社会対策基金積立金の減額をするものでございます。

続きまして、28 節繰出金につきましては、国保会計への繰出金を増額するものでございます。財政安定化支援事業、乳幼児医療費助成事業及び保険基盤安定制度による

保険税軽減分と保険者支援分の調整を行うものでございます。

以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

保健福祉課長三浦伸博君。

保健福祉課長（三浦伸博君）

続きまして、2目老人福祉費でございます。

20節扶助費につきましては、敬老祝い金等で100歳を迎えた方々への敬老祝い金が確定したことによります精算によるものでございます。さらに、介護用品購入費助成事業の実績見込みによります減額補正並びに偕楽園入所者5名に対します入所措置費が確定したことによります減額補正でございます。

23節償還金利子及び割引料につきましては、平成24年度社会福祉法人等による介護保険サービスに係る低所得者利用負担額軽減対策事業費について精算確定したことに伴いまして、宮城県に補助金を返還するものでございます。

28節繰出金につきましては、介護保険特別会計への精算見込み額に対します必要経費を繰り出すものでございます。

続きまして、4目障害者福祉費13節委託料につきましては、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律が改正されたことに伴います自立支援システムの改修費用として189万円をお願いいたしますとともに、相談支援事業、日中一時支援業務の精算見込みによります減額でございます。

20節扶助費につきましては、重度障害者への日常生活用具給付等の実績見合いによりましてそれぞれ減額するものであり、更生医療給付、障害児通所サービス費におきましては、受給者増によります予算措置をお願いするものでございます。

続きまして、6目後期高齢者福祉総務費28節繰出金につきましては、後期高齢者医療特別会計への繰出金を減額するもので、保険基盤安定負担金の確定、事務費繰り入れの調整に伴いまして減額補正をお願いするものでございます。

次に、7目臨時福祉給付事業費につきましては、平成26年4月から消費税率が8%へ引き上げられますが、所得の低い方々への負担の影響に鑑み、暫定的、臨時的な措置として臨時福祉給付金を支給するための準備作業といたしまして、11節に周知のための印刷製本費、13節にシステム改修の業務委託料を計上しているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

議長（大須賀 啓君）

子育て支援課長高橋正春君。

子育て支援課長（高橋正春君）

15ページをお願いいたします。

3款2項1目児童福祉総務費は、あんしん子育て医療費助成事業、子ども虐待防止推進費、子ども・子育て支援対策費等に要したもので、7節賃金につきましては確定見込みによる減額補正でございます。

8節、9節につきましては、子供虐待防止推進事業におけます精算見込みによります減額でございます。

12節通信費、あんしん子育て医療助成事業の実績見込みによる減額でございます。

18節備品購入費は、子ども・子育て支援業務システム事業が繰越事業になりますことから、消費税増額見込み額を計上したものでございます。

続きまして、2目児童措置費でございます。児童手当支給事業等に要したもので、12節は確定見込みによる減額でございます。

3目母子福祉費、母子・父子家庭医療事業費に要したもので、12節役務費は確定見込みによる減額でございます。

20節扶助費につきましては、母子・父子家庭医療費に対する確定見込みによる減額補正でございます。

続きまして、4目保育所費につきましては、保育所管理費、私立保育園運営費、もみじヶ丘保育所運営費に要したもので、7節賃金につきましてはもみじヶ丘保育所の看護師、保育士等の賃金の確定によります減額でございます。

11節需用費につきましては、保育所におけます執行見込みによる減額でございます。

12節役務費、手数料は、もみじヶ丘保育所におけます執行見込みによる減額でございます。

13節委託料につきましては、私立保育園運営委託費でございます。確定見込みによる減額でございます。

15節工事請負費につきましては、もみじヶ丘保育所増築工事の事業完了をしておりますので減額の補正をしたところでございます。

19節補助金につきましては、認可外保育施設4カ所の確定見込みによるもの、また

菜の花、すぎのこ両保育園の延長保育事業に要したもので、確定見込みによる減額でございます。

続きまして、5目児童館費につきまして、児童館管理費、宮床、落合、もみじヶ丘児童館に関するものでございます。

7節賃金につきましては、各児童館、児童厚生員、用務員の確定見込みによる減額でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、交付団体の辞退がございましたので、その分につきまして1団体の分の減額補正でございます。

6目子育て世帯臨時特例給付事業費であります。先ほどの保健福祉課の説明と同様なんですが、消費税の引き上げに伴っての子育て世帯への消費の下支えを図る臨時的な給付措置ということでの準備作業としまして、周知チラシ、支給システムの改修等に係るものを計上したものでございます。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

上下水道課長堀籠 清君。

上下水道課長 （堀籠 清君）

それでは、4款衛生費1項1目保健衛生総務費でございますが、17ページの24節投資及び出資金につきましては、水道事業会計の精算見込みにより200万円の減額補正をするものでございます。

28節繰出金につきましては、戸別合併処理浄化槽特別会計の決算見込みによりまして1,080万7,000円を減額補正するものでございます。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

まちづくり政策課長千葉恵右君。

まちづくり政策課長 （千葉恵右君）

続きまして、3目環境衛生費でございます。再生可能エネルギー等導入事業費に要する経費でございます。本年度は役場庁舎屋上へ太陽光発電設備を導入するものでございます。

13節委託料につきましては、太陽光発電設備に係る設計及び施工管理費用でございます。まして精算見込みによるものでございます。

15節工事請負費につきましては、入札執行によります精算見込み額でございます。

議長 長 （大須賀 啓君）

農業委員会事務局長石垣敏行君。

農業委員会事務局長兼農林振興対策官 （石垣敏行君）

それでは、同じく17ページをお願いいたします。

5款1項1目農業委員会費でございますが、13節委託料につきましては、農家基本台帳システム保守点検料等の事業が確定したことによります減額でございます。

続きまして、14節使用料及び賃借料につきましては、農業委員先進地視察研修等のバス借上料の事業費が確定したことに伴い減額するものでございます。よろしく願いいたします。

議長 長 （大須賀 啓君）

産業振興課長浅井 茂君。

産業振興課長 （浅井 茂君）

それでは、1項農業費3目農業振興費でございます。農業振興総務費、経営改善支援活動費、中山間地域等直接支払交付金事業費、有害鳥獣対策費に要するものでございます。

9節旅費につきましては、認定農業者等研修の確定による減額でございます。

19節負担金補助金につきましては、負担金につきましては大和町有害鳥獣被害対策協議会の事業の一環でありますイノシシ等の有害鳥獣の駆除、捕獲活動が増加したことにより捕獲経費負担金の増額補正をお願いするものでございます。補助金につきましては、1つは東日本大震災農業生産対策事業として農事組合法人稲和ファームが取り組んでおりますライスセンター建設事業費の確定により減額を行うほか、産直リースハウス導入事業におきましても事業費の確定によりまして減額をいたすものでございます。

続いて、18ページでございます。

4目畜産費の11節需用費中、消耗品につきましては、精算見込みによる増額をいた

すものでございます。

25節積立金につきましては、肉用牛貸付事業運営基金への利息を積み立てるもの
でございます。

5目農地費でございます。農地総務費、県営土地改良推進費、農業集積排水事業費
に係るものでございます。

15節工事請負費につきましては、大雨の影響で隣接水路が増水しのり面が洗掘され
通行に支障が生じておりました農道宇津野線1号線ののり面復旧工事が、幕柳地区農
地・水保全管理事業の中での取り組みをしていただきましたことにより減額をいたす
ものでございます。

19節負担金補助金の負担金につきましては、県営障害防止対策事業として取り組ん
でおります八志田堰用水路改修工事の確定見込みにより減額をいたすものございま
す。補助金につきましては、排水機場洪水調整事業として三ヶ内、檜和田、西川、大
平の4つの排水機場の洪水調整及び維持管理に要する費用を確定見込みにより増額を
するものでございます。あと一つは、特定農業用管水路等特別対策事業として三ヶ内
排水機場の機場内のアスベスト除去に要する費用を確定見込みで減額いたすものご
ざいます。

28節繰出金につきましては、農業集落排水事業特別会計の決算見込みにより減額補
正をするものでございます。

6目の水田農業対策費につきましてでございます。

7節賃金の転作等現地確認作業賃金の確定による減額でございます。

それから、8節の報償費につきましては、水田農業先進地視察における講師謝礼の
確定による減額、9節につきましても転作組合等の代表者等からなる転作地視察研修
会の確定による減額となっております。

13節委託料につきましては、人・農地プラン地図情報システム環境整備業務に係る
業務委託契約での確定見込みに伴い減額をいたすものでございます。

14節の使用料及び賃借料につきましては、生産調整におけます地区説明会会場借上
料代のほか転作視察研修会でのバス借り上げ代、有料道路通行料の実績精算によりま
す減額でございます。

19節補助金は、水田農業構造改革対策推進事業中の水田農業ビジョン推進事業補助
金と水田営農条件整備事業の確定により減額をいたすものでございます。

2項林業費1目林業振興費でございます。こちらにつきましては、林業振興総務費、
森林整備費に要するものでございます。

13節につきましては、蛇石せせらぎの森の維持管理業務の事業費確定により減額をいたすものでございます。

19ページをお願いいたします。

15節工事請負費につきましては、林道滝ノ原蘭山線と一本杉線の2路線の林道横断溝設置工事の事業費の確定により減額をいたすものでございます。

続きまして、6款商工費1項商工費2目商工振興費でございます。こちらにつきましては、商業振興費、工業振興費に要するものでございます。

13節委託料につきましては、第一仙台北部中核工業団地内ののり面除草の事業の確定により減額をいたすものでございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、負担金としての町中小企業振興資金保証料と補助金としての町中小企業振興資金利子補給金につきまして、事業費の確定見込みにより減額を行うものでございます。

3目観光費につきましては、財源としておりました特定財源の使用料が減額となったため、その分が一般財源にかわったものでございます。

以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

暫時休憩します。

再開は午後1時とします。

午前11時59分 休憩

午後1時00分 再開

議長（大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

都市建設課長大畑憲治君。

都市建設課長（大畑憲治君）

それでは、事項別明細書19ページをお開きになっていただきたいと思います。ちょうど中段付近でございます。

7款土木費2項道路橋りょう費1目道路維持費でございます。

13節委託料でございますが、これにつきましては1月末現在の除雪、融雪に要した費用を各3カ年の実績と照合いたしまして今回4,000万円の補正をお願いするものでございます。

続きまして、7款3項1目の河川費でございます。これにつきましては、15節工事請負費、これにつきましては準用河川の小西川の河川改修工事に要する費用でございましたけれども、これにつきましては設計の内容等に時間を要したもので、工事費につきましては平成26年に先送りさせていただきたいという補正でございます。

続きまして、20ページをごらんになっていただきたいと思います。

7款4項2目の下水道費でございます。これにつきましては、28節繰出金につきましては、下水道事業特別会計へ繰り出しを行うものでございます。

続きまして、7款5項1目の住宅管理費でございます。3節職員手当につきましては、人件費の調整に要するものでございます。よろしくお願いたします。

議 長 （大須賀 啓君）

総務課長伊藤眞也君。

総務課長 （伊藤眞也君）

それでは、8款1項2目の非常備消防費でございますが、14節の使用料及び賃借料につきましては、第21回全国女性消防操法大会出場の際に利用しましたバス借上料の精算に伴い減額するものでございます。

18節の備品購入費につきましては、女性消防操法大会の際に購入しました可搬消防ポンプ台、これの精算に伴い減額補正するものでございます。

3目消防施設費の18節備品購入費につきましては、小型動力ポンプ付軽積載車1台購入したものの精算に伴い減額するものでございます。

5目災害対策費でございますが、13節の委託料につきましては、木造戸建て住宅耐震診断士派遣業務委託料及び地域防災計画策定業務委託料などが確定したことによりまして減額するものでございます。

19節負担金補助及び交付金でございますが、地域衛星通信ネットワーク市町村等無線局管理負担金、これが確定したことにより減額するもの、補助金につきましては木造住宅耐震改修工事助成金が確定したことによりまして減額するものでございます。よろしくお願いたします。

議 長 （大須賀 啓君）

教育総務課長菅原敏彦君。

教育総務課長 （菅原敏彦君）

それでは、21ページをお開きいただきたいと思います。

9款1項1目教育委員会費でございます。

12節役務費の広告料につきましては、広告がなかったことによります減額補正でございます。

次に、2目事務局費でございます。

4節共済費、これにつきましては、児童学習支援員の社会保険料の精算見込みによります減額補正でございます。

7節賃金につきましては、児童学習支援員の実績見込みによります減額補正をお願いするものでございます。

8節報償費につきましては、同じく学び支援コーディネーター事業におけます精算見込みによります減額補正でございます。

9節旅費につきましては、学び支援コーディネーター事業におけます精算見込みによります減額でございます。

11節需用費の消耗品につきましては、標準学力テスト代の精算による減額補正でございます。

12節役務費の保険料につきましては、ボランティア保険の精算見込みによります減額補正でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、教育用パソコン等賃借料、平成26年3月分の一月分に要します経費につき追加の補正をお願いいたすものでございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、補助金としまして私立幼稚園7幼稚園に対します幼稚園就園奨励費の精算見込みによります減額補正でございます。

23節償還利子及び割引料、うち還付金につきましては、教育施設におけます目的外使用に係ります使用料の計算誤りがございまして、今回還付をいたすこととなったため補正をお願いするものでございます。

25節積立金につきましては、学校校舎建設基金積立金利子の追加補正でございます。

次に、9款2項小学校費1目学校管理費でございます。

7節賃金につきましては、プール監視員の賃金での確定によります減額補正でございます。

8節報償費につきましては、卒業記念品代等の精算見込みによります減額補正でございます。

11節需用費につきましては、燃料用灯油の値上がりと今冬の寒さ厳しい中での影響によります消費量が学校で大幅に伸びたことによりまして、燃料費及び電気代の追加として補正をお願いするものでございます。

次のページをお願いいたします。

13節委託料につきましては、教職員、児童の健康診断等の額の確定によります減額補正でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、学校保健会への追加負担及び日本スポーツ振興センター災害共済負担金等の精算見込みによります減額補正をお願いするものでございます。

次に、2目教育振興費でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、「たいわっ子」芸術文化推進事業での車借上料の確定によります減額補正をお願いするものでございます。

18節備品購入費につきましては、宮床小学校、鶴巣小学校の特別支援学級新設に係ります教材用備品の購入に要します経費につき追加の補正をお願いするものでございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、交付金といたしまして遠距離通学児童保護者への交付確定によります減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、3目施設整備費でございます。

11節需用費の修繕料につきましては、宮床小学校、鶴巣小学校の特別支援学級新設に係ります間仕切り設置に要します経費につき追加の補正をお願いするものでございます。

12節役務費のうち手数料につきましては、小野小学校仮設校舎の水道工事検査に係ります経費につき追加の補正をお願いするものでございます。

13節委託料につきましては、委託料の額の確定によります減額補正をお願いするものでございます。

19節負担金補助及び交付金、うち負担金につきましては、小野小学校仮設校舎水道加入金に要します経費につき追加の補正をお願いするものでございます。

続きまして、9款3項中学校費1目学校管理費についてでございます。

11節需用費につきましては、燃料用灯油の値上がりと今冬の厳しい寒さの影響によります消費量が大幅に伸びたことでの燃料費及び電気代につき追加の補正をお願いす

るものでございます。

13節委託料につきましては、生徒、教職員の健康検査業務委託の確定によります減額補正でございます。

19節負担金補助及び交付金の負担金につきましては、日本スポーツ振興センター災害共済ほか1件の精算見込みによります減額補正でございます。次に、補助金につきましては、中体連東北大会参加中学校2校並びに全国大会参加中学校2校及び全国中学生軟式野球大会参加中学校1校に対します大会参加経費につきまして追加で補正をお願いするものでございます。

次のページをお願いいたします。

次に、9款3項2目教育振興費でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、「たいわっ子」芸術文化推進事業での車借上料の確定によります減額補正でございます。

次に、3目施設整備費でございます。

13節委託料につきましては、委託料の額確定によります減額補正でございます。

以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

生涯学習課長石川 誠君。

生涯学習課長（石川 誠君）

続きまして、9款4項1目社会福祉総務費について説明を申し上げます。

9節旅費につきましては、第14回原阿佐緒賞表彰式が終了したことによります原阿佐緒賞の選者の交通費、宿泊費の減額でございます。

11節需用費につきましても、原阿佐緒賞に関する印刷製本費等の終了に伴います減額でございます。

13節委託料につきましては、まほろば大学講座の1つでございます町民パソコン教室での業務委託料確定によります減額でございます。

2目の公民館費でございますが、給与の関連でございます。

3目の文化財保護費でございますが、7節賃金につきましては、文化財整理業務補助員の賃金が確定したものによる減額でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、文化財めぐり終了に伴います減額でございます。

24ページに移ります。

4目まほろばホール管理費でございますが、8節報償費につきましては、まほろばホールのどんちょうのデザインをされました日下常由先生が昨年ご逝去されましたが、先般ご家族により25点もの作品の寄贈がありました。その関係によります御礼品の購入代でございます。

12節役務費につきましては、当該作品の運搬に伴う保険料でございます。

18節備品購入費につきましても、作品の額縁代金でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

教育総務課長菅原敏彦君。

教育総務課長 (菅原敏彦君)

続きまして、5目教育ふれあいセンター管理費でございます。

7節賃金につきましては、体育館巡視員の賃金での精算見込みによります追加の補正をお願いするものでございます。

15節工事請負費につきましては、吉田教育ふれあいセンター屋内運動場屋根塗装塗りかえ工事完了したことでの精算によります減額補正でございます。

続きまして、6目森の学び舎活動費でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、車借上料の精算見込みによります減額補正でございます。

以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

生涯学習課長石川 誠君。

生涯学習課長 (石川 誠君)

続きまして、9款5項1目保健体育総務費でございます。今年度スポーツ振興くじ助成金といたしまして特定財源90万7,000円を見込んでおりましたが、71万3,000円として確定したことによります補正でございます。助成金で空手マットを購入しております。

2目体育センター管理費11節需用費につきましては、光熱水費の見込み需要による補正でございます。

4目総合運動公園管理費13節委託料につきましては、自動ドア等施設管理点検委託費の確定によります減額でございます。

5目ダイナヒルズ公園管理費13節委託料につきましても、業務管理委託費の確定によります減額でございます。

6目自転車競技場管理費11節需用費、13節委託料につきましては、県のスポーツ振興財団からの管理委託費につきまして業務委託費で発生した減額分を修繕費として有効理由を図るものでございます。

以上でございます。よろしく願い申し上げます。

議長（大須賀 啓君）

教育総務課長菅原敏彦君。

教育総務課長（菅原敏彦君）

続きまして、9款5項7目学校給食センター費でございます。

11節需用費につきましては、燃料用灯油の値上がり、そして今冬の厳しい寒さの影響によります消費量増大ということで燃料費及び電気代、水道料につき追加の補正をお願いするもの及び学校給食賄い材料の児童生徒、教師の実績見込みによります減額補正をお願いしておるものでございます。

続きまして、15節工事請負費につきましては、排気筒工事完了したことでの精算によります減額補正でございます。

次のページをお願いいたします。

19節負担金補助及び交付金、うち負担金につきましては、精算見込みによります減額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく願います。

議長（大須賀 啓君）

都市建設課長大畑憲治君。

都市建設課長（大畑憲治君）

それでは、事項別明細書25ページをごらんになっていただきたいと思います。

中段付近、10款災害復旧費3項東北関東大地震災害復旧費でございます。

1目土木施設災害復旧費、これにつきましては23節償還金利子及び割引料でござい

ますが、災害救助費、額の確定に伴う償還金の補正をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 （大須賀 啓君）

財政課長八島勇幸君。

財政課長 （八島勇幸君）

11款1項1目公債費の元金償還でございますけれども、東日本大震災に係ります災害援護資金の償還の変更があったものの12万9,000円の減額をお願いするものでございます。

一般会計歳出につきましては、以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

続きまして、議案書のほう、お願いいたします。議案書39ページになります。

議案第10号になります。平成25年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算でございます。

平成25年度大和町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算は、次に定めるところによると。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,440万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億9,722万2,000円とするものでございます。

2項としまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

事項別明細の33ページをお願いいたします。

歳入であります。

3款1項2目高額医療費共同事業負担金は確定により減額、3目特定健康診査等の負担金も確定により減額するものでございます。

2項3目総務費国庫補助金は、確定により増額をするものでございます。

5款1項1目前期高齢者交付金は、確定により増額するものでございます。

6款1項1目高額医療費共同事業負担金は確定により減額、2目の特定健康診査等負担金も確定により減額するものでございます。

34ページをお願いいたします。

2項2目民生費県補助金は、確定により減額するものでございます。

7款1項2目保険財政共同安定化事業交付金は、確定により減額するものでございます。

9款1項1目一般会計繰入金は、1節、増額、2節は増額、4節は増額、5節は減額と繰入金の額の決定によりましてそれぞれ行うものでございます。

2項1目財政調整基金繰入金は、財源不足により基金を取り崩し繰り入れするものでございます。

35ページをお願いいたします。

10款1項2目その他繰越金は、前年度からの繰越金を追加補正するものでございます。

11款1項1目一般被保険者延滞金は、増額するものでございます。

続きまして、36ページ、歳出になります。

1款1項1目一般管理費は、財源の調整を行ったものでございます。

2款1項1目一般被保険者療養給付費は、実績見込みにより増額するものでございます。

2項1目一般被保険者高額療養費は、実績見込みにより、これも増額するものでございます。

4項1目出産育児一時金は、これも実績見込みにより増額するものでございます。

37ページをお願いいたします。

3款1項1目後期高齢者支援金は、負担金の額の確定により増額するものでございます。

4款1項1目前期高齢者納付金は、納付金の額が確定しましたので、これは減額するものでございます。

5款1項1目介護納付金は、納付金確定により減額するものでございます。

6款1項1目高額医療費拠出金は、財源の調整を行ったものでございます。

2目保険財政共同安定化事業拠出金は、拠出金確定により減額を行うものでございます。

38ページをお願いいたします。

7款1項1目特定健康診査等事業費は、業務委託金額が確定したことによる減額でございます。

2項1目保健衛生普及費は、保健事業確定により増額するものでございます。

9款1項3目償還金は、平成24年度災害臨時特例補助金の額が確定したことにより返還金を増額するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（大須賀 啓君）

保健福祉課長三浦伸博君。

保健福祉課長（三浦伸博君）

続きまして、議案書42ページをお願いいたします。

議案第11号 平成25年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算でございます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億682万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億6,464万5,000円とお願いするものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出の補正の款項の区分等は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第2条につきましては、債務負担行為といたしまして、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」によるものでございます。

45ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為であります。

事項といたしまして、地域包括支援センターシステム機械導入賃貸であります。期間につきましては、平成26年度から平成30年度までで、限度額につきましては820万円でございます。

それでは、事項別明細書の41ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

1款保険料1項1目第1号被保険者保険料につきましては、現年度分特別徴収保険料につきまして調定額の確定見合いによります補正をお願いするものでございます。

3款国庫支出金1項1目介護保険給付費につきましては、法定負担分の給付見込みによります補正でございます。

2項国庫補助金2目及び3目につきましては、現年度分補助金の確定見込み分によるもの、4目介護保険事業補助金につきましては、介護報酬改定等に伴います改修費補助金でございます。

4款支払基金交付金1項1目介護給付費負担金につきましては、40歳から64歳の方の負担分でありまして、介護給付費見込み額に比例しまして交付額が増額となったものでございます。

3項県補助金1目及び2目につきましては、現年度分補助金の確定見込み額として補正するものでございます。

7款繰入金1項1目一般会計繰入金につきましては、法定負担分の繰り入れと確定見込み額を補正するものでございます。

43ページ、お願いをいたします。

8款繰越金1項1目繰越金につきましては、歳出見合いにより計上したものでございます。

44ページ、お願いをいたします。

歳出でございます。

1款総務費1項1目一般管理費13節委託料でございますが、介護報酬改定等に伴いますシステム改修の委託料でございます。

3項1目認定調査等費9節旅費につきましては、認定調査員の費用弁償でございます。

2款保険給付費1項1目から4目につきましては、それぞれの介護サービス給付費の確定見込み額の補正をお願いするものでございます。

2項高額介護サービス等費1目及び2目、3項介護予防サービス等諸費1目及び2目につきましては、財源調整でございます。

4項1目特定入所者サービス等費につきましては、施設への入所による居住費、食費の負担でありまして、確定見込み額の補正をお願いするものでございます。

5項1目審査支払手数料につきましては、財源調整でございます。

4款地域支援事業費1項1目及び2目につきましては、事業費確定見込み額による減額でございます。

4款2項5目任意事業につきましては、12節役務費、手数料及び14節使用料につきましては、ひとり暮らし高齢者等の安心コール機器の設置手数料及び機器借上料の補正をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

財政課長八島勇幸君。

財政課長 （八島勇幸君）

それでは、議案書の46ページをお願いしたいと思います。

議案第12号 平成25年度大和町宮床財産区特別会計補正予算（第4号）でございます。

予算補正につきましては、66万8,000円を減額いたしまして、総額を1,464万9,000円とするものでございます。内訳につきましては、第1表のとおりでございます。

別冊の事項別明細書51ページをお願いしたいと思います。

まず、歳入の補正でございますけれども、2款1項1目財政造成基金からの繰り入れ100万3,000円の減額でございます。

3款1項繰越金につきましては、33万5,000円の追加でございます。

歳出でありますけれども、2款1項4目諸費の一般会計への繰出金でございますけれども、まず浄化槽設置補助金52万1,000円、これは実績がなかったことによるものでございます。それから、財産区地域振興費補助金14万7,000円の返還がございまして、これの繰出金の精算となっているものでございます。

続きまして、議案書48ページをお願いしたいと思います。

議案第13号 平成25年度大和町吉田財産区特別会計補正予算（第2号）でございます。

予算補正につきましては、1,902万6,000円を追加いたしまして、総額を3,108万9,000円とするものでございます。内訳につきましては、第1表のとおりでございます。

別冊の事項別明細書53ページをお願いしたいと思います。

歳入でございますけれども、1款1項の県補助金につきましては、森林造成費補助金除伐分16万9,000円を見込もうとするものでございます。

2款2項1目の不動産売払収入につきましては、吉田沢渡北地内の健康造林地の分収造林交付金及び保護料につきまして2,119万5,000円の計上でございます。

3款1項1目の財産造成基金繰入金につきましては、今回の収入があったことによりまして取り崩しなしでの調整をお願いするものでございます。

4款1項につきましては、繰越金35万8,000円を見込むものであります。

5 款 1 項は吉田壇ノ下地内で実施の森林除伐事業の面積等確定によります森林総合研究所分収造林管理支出金の精算で54万5,000円の減額調整でございます。

54ページの歳出でありますけれども、1 款 1 項 1 目管理会費につきましては、財源の調整となっております。

2 款 1 項 2 目財産管理費12節役務費につきましては、県の森林育成事業費確定に伴います取扱手数料であります。

25節につきましては、財産造成基金への積み立て796万3,000円を見込むものでございます。

3 目森林総合研究所分収造林管理費13節委託料につきましては、壇ノ下地内の除伐裾枝払い事業費確定によります65万8,000円の減額精算であります。

4 目諸費19節交付金につきましては、地上権者でございます吉田愛林公益会への2分の1の交付金949万500円並びに沢渡健康造林保護組合への交付金221万4,450円を見込もうとするものでございます。

続きまして、議案書50ページをお願いしたいと思います。

議案第14号 平成25年度大和町落合財産区特別会計補正予算（第2号）でございます。

こちらにつきましては、予算総額の増減はございませんけれども、歳入の款項での調整をお願いするものでございます。

事項別明細書55ページをお願いしたいと思います。

歳入でございます、2 款 1 項の財産造成基金15万7,000円を減額いたしまして、3 款 1 項繰越金15万7,000円の増額をお願いするものでございます。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

教育総務課長菅原敏彦君。

教育総務課長 （菅原敏彦君）

それでは、議案書52ページをお願いいたします。

議案第15号 平成25年度大和町奨学事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ202万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総

額を歳入歳出それぞれ1,209万6,000円とするものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、第1表によるものでございます。

それでは、別冊の事項別明細書57ページをお願いしたいと思います。

まず、歳入でございます。

3款1項1目1節奨学事業基金繰入金につきましては、財源調整のため予定いたしておりました繰入金について減額するものでございます。

4款1項1目1節繰越金につきましては、前年度からの繰越金でございます。

5款2項1目1節奨学費貸付金元利収入につきましては、現年度分及び滞納繰り越しの貸付金の返還金で、収入見込みによります追加の補正でございます。

続きまして、次のページ、58ページになります。歳出でございます。

1款奨学費1項奨学費1目事業費でございます。

21節貸付金につきましては、貸付金の確定によります減額でございます。

2目事務費でございます。

1節報酬並びに9節旅費につきましては、奨学金事業審議委員会の事業確定によります減額補正でございます。

12節役務費につきましては、通信費の精算見込みによります減額補正でございます。

25節積立金につきましては、財政調整基金への積み立て繰り入れをするものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

それでは、議案書54ページのほう、お願いいたします。

議案第16号でございます。平成25年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算でございます。

平成25年度大和町の後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ628万7,000円を減額し、歳入歳出

予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,286万円とするものでございます。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

事項別明細書の60ページをお開きください。

歳入、1款1項1目特別徴収保険料は、見込み額によります減額でございます。

2目普通徴収保険料は、見込み額によります増額になるものでございます。

3款1項1目事務費繰入金は、確定により減額するものでございます。

2目保険基盤安定繰入金は、確定により減額するものでございます。

4款1項1目繰越金は、前年度からの繰越金が確定したことによります増額での補正になります。

5款4項1目受託事業収入は、健診受託事業収入の確定により減額をするものでございます。

61ページをお願いいたします。

歳出になります。

1款1項1目一般管理費13節委託料でございます。健診事業委託費の確定により減額でございます。

2項1目徴収費11節、12節は、保険料徴収に要する経費を増額するものでございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金19節の負担金は、後期高齢者医療広域連合会への納付金の確定により減額するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

上下水道課長堀籠 清君。

上下水道課長 （堀籠 清君）

それでは、議案書の56ページをお願いいたします。

議案第17号 平成25年度大和町下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてでございます。

第1条の歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額からそれぞれ3,757万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億222万6,000円とするものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第2条の地方債の補正でございますが、地方債の変更は「第2表 地方債補正」によるものでございます。

58ページの第2表、地方債補正でございますが、公共下水道事業債、流域下水道事業債につきまして、補正前の限度額「3億1,300万円」を「3億30万円」に補正をするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

補正予算の明細につきましては、事項別明細書の63ページをお開き願います。

63ページの歳入でございます。

2款1項1目下水道使用料につきましては、本年度の収入見込み額により補正をするものでございます。

3款国庫支出金1項1目下水道費国庫補助金につきましては、補助事業に係る下水道事業費の確定によりまして減額の補正でございます。

4款繰入金につきましては、本年度事業の収支精算見込みによりまして減額補正をするものでございます。

5款1項1目の繰越金につきましては、事業の確定見込みにより歳出見合いの財源調整によりまして前年度繰越金の増額計上でございます。

7款1項1目の下水道債につきましては、公共下水道事業債、流域下水道事業債の確定により減額補正をするものでございます。

次に、64ページとなります。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費であります。一般管理費、水質規制費、施設管理費に関する費用の補正でございます。

3節職員手当、4節共済費につきましては、人件費の調整による補正でございます。

11節需用費につきましては、マンホールポンプ場の電気料につきまして不足額を補正するものでございます。

13節の委託料につきましては、水質調査業務の委託額確定により減額補正を行うものでございます。

19節の負担金につきましては、下水排水料の確定見込みによりまして流域下水道維持管理負担金の減額の補正でございます。

次に、2項下水道建設費であります。公共下水道単独事業費、補助事業費及び流域下水道建設負担金に要する費用でございます。

3節職員手当等は職員人件費に係る補正、15節の工事請負費につきましては下水道管渠工事の請負額確定によりまして減額補正をするものでございます。

19節の負担金につきましては、流域下水道建設費の負担金であります。本年度負担額の確定によりまして減額の補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

続きまして、議案書の59ページをお願いいたします。

議案第18号 平成25年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ27万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,505万8,000円とするものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

補正予算の明細につきましては、事項別明細書の69ページをお開き願いたいと存じます。

4款の一般会計繰入金につきましては、本年度事業の収支の確定見込みによりましての減額補正でございます。

5款繰越金につきましては、事業の確定見込みにより歳出見合いの財源調整によりまして、前年度繰越金の増額の計上でございます。

次に、歳出でございます。

1款1項1目一般管理費2節給料につきましては、職員人件費の調整による補正でございます。

11節需用費につきましては、クリーンセンター、処理場でございますが、これと及びマンホールポンプ場に係ります電気料の実績見込みによりまして不足額を補正計上させていただくものでございます。

以上でございます。

続きまして、議案書の61ページをお願いいたします。

議案第19号 平成25年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第2号）についてであります。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ191万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,988万7,000円とするものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

補正予算の明細につきましては、別明細書の74ページをお開き願いたいと思います。74ページの歳入でございます。

3款国庫支出金1項1目合併処理浄化槽事業費国庫補助金につきましては、補助事業費の確定によります減額補正でございます。

4款1項1目一般会計繰入金につきましては、本年度事業の収支精算見込みによりましての減額補正でございます。

5款1項の繰越金につきましては、事業確定見込みによります歳出見合いの財源調整による前年度繰越金の増額の計上でございます。

75ページの歳出でございます。

1款1項1目一般管理費の4節共済費は、職員人件費の調整による補正であります。

2項1目合併処理浄化槽建設費4節共済費につきましては職員人件費の調整による補正、19節負担金補助及び交付金につきましては吉岡の西部地区に2基の整備補助を予定したものでございますけれども、今年度の補助金交付の申請がなかったことによりまして減額の補正をいたすものでございます。

2款公債費1項2目利子につきましては、支払い額の確定によりまして補正をするものでございます。

以上でございます。

続きまして、議案書の63ページをお開き願います。

議案第20号 平成25年度大和町水道事業会計補正予算（第3号）についてでございます。

第1条総則でございます。平成25年度大和町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによるもの。

第2条の収益的収入及び支出でございます。平成25年度大和町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正をするものでございます。収入でございます。

第1款水道事業収益に3,158万9,000円を増額し、事業収益計を8億9,058万2,000円

とし、第1項営業収益については313万7,000円を減額し7億3,995万7,000円といたしまして、第2項の営業外収益は3,472万6,000円を増額し1億9,083万円とするものがございます。

次に、支出でございます。

第1款の水道事業費用に2,196万8,000円を増額し、事業費用計を8億7,752万3,000円とし、第1項営業費用にも同額を増額いたしまして8億4,976万1,000円とするものがございます。

第3条の資本的収入でございます。

予算第4条に定めた資本的収入の予定額を次のとおり補正をするものがございます。収入でございます。

第1款資本的収入の第1項出資金については200万円を減額して2,812万1,000円とし、第2項企業債は200万円を増額し870万円とするものであり、資本的収入の合計額は増減なしの4,361万8,000円といたすものがございます。

第4条議会の議決を経なければ流用できない経費でございます。

予算第5条に定めた経費の金額の職員給与費についてであります。4,580万4,000円と改めるものがございます。

事項別明細書の80ページをお願いいたします。

平成25年度大和町水道事業会計補正予算内訳書となります。

収益的収入及び支出の収入でございます。

第1款水道事業収益1項営業収益2目受託工事収益であります。県道の鶴巢鳥屋地内にかかる車橋のかけかえ工事に伴う下水道圧送管の実施設計費及び舞野地内にかかります北河原橋の国道交通省北上川河川事務所が施工するかけかえ工事に伴う水道の配水管布設がえ工事費の確定により減額補正でございます。

2項の営業外収益3目開発負担金につきましては、大和リサーチパークの造成拡張分にかかる負担金についての補正計上でございます。

次に、支出でございます。

1款水道事業費用1項1目浄配水費の手当は人件費の調整による補正、2目受託工事費であります。収入の部分でご説明いたしました鶴巢鳥屋地内の車橋のかけかえ工事に伴う下水道圧送管の実施設計費及び舞野地内の北河原橋かけかえ工事に伴う水道の配水管布設がえ工事費が確定したことによる減額の補正でございます。

4目の減価償却費につきましては、建物配水管などの構築物、機械及び装置、その他固定資産の今年度の償却分でございます。一切の資産に関する台帳につきましては

再点検をしまして減価償却について精査を行いました。その結果、一部乖離している部分がありましたので、今回その所要の補正を行うものでございます。この主な要因といたしましては、人件費についての減価償却というふうな部分でございます。減価償却については、建築、製作、製造等に係る固定資産の取得価格、それについては当該建設、製作、製造等のために要した原材料費、労務費及び経費の額というふうなことにされまして、人件費につきましても取得価格に含まれるというふうな解釈のもと、今回その所要の補正を行うというふうなことでございます。

81ページをお願いいたします。

資本的収入の収入でございます。

1 款資本的収入 1 項 1 目出資金につきましては、中峰 2 号配水池の耐震化事業関連の補正であります。本年度収支の確定見込みによりまして、今年度は実施設計でございますが、この確定によりまして減額補正をするものでございます。

2 項 1 目企業債につきましては、これも中峰 2 号配水池の耐震化事業の実施設計に係る企業債でございますが、事業精査によりましての借入額が確定したことによりまして増額の補正をいたすものでございます。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

議長 (大須賀 啓君)

これで説明を終わります。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は 3 月 3 日の午前 10 時です。

大変ご苦労さまでした。

午後 1 時 5 2 分 延 会